

## 自動車基準の国際調和、相互承認等に関する 道路運送車両の保安基準等の一部改正について

### 1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめるとともに、平成 11 年には「車両等の世界技術規則協定」に加入し、世界技術規則の制定をすすめているところです。

ここで、新たに相互承認（特定の装置について外国政府の認定を受けている場合、我が国において型式指定を受けたものと見なすこと。）を行うために日本が既に採用している「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」その他 15 規則の改正案が、平成 20 年 3 月に開催された両協定の運営委員会である国連欧州経済委員会 (UN/ECE) 自動車基準調和世界フォーラム (WP29) の第 144 回会合において採択されました。今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 20 年 10 月 15 日に当該改正案が発効される予定となっています。

また、欧州では車輪を 3 個有するものであっても二輪として取り扱うこととされているものがあり、我が国においても二輪の道路運送車両に係る要件を規定すること及び道路運送車両法第 66 条に基づき自動車に表示義務のある検査標章についてその視認性向上を図るため様式を見直すこととしました。

これらを受け、「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、「道路運送車両法施行規則」（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）、「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」（昭和 45 年運輸省令第 8 号）、「装置型式指定規則」（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等（以下「保安基準等」という。）を改正する必要があります。

### 2. 改正概要

協定規則の改正の取り入れに伴う、保安基準等の改正事項は以下のとおりです。

#### (1) 新規採用事項

座席ベルトに係る基準の採用（保安基準第 22 条の 3、装置型式指定規則新設関係）

##### 【改正概要】

- 自動車に備える座席ベルトについて、協定規則第 16 号第 5 改訂版の要件を満たすものは、新たに装置型式指定を行うことができることとします。

##### 【施行時期】

- 平成 20 年 10 月 15 日に施行します。

#### (2) 既存採用事項

##### ① 乗用車の制動装置に係る基準の改正（細目告示別添 12 関係）

「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」の改正に伴い、以下のと

おり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置に適用します。

【改正概要】

- 電気式駐車制動装置の操作装置等が故障した場合において、駐車制動装置が作動していることをシステム上検知したときは、赤色警報装置の点滅による表示に加えて点灯による表示を認めることとします。

【適用時期】

- 平成 20 年 10 月 15 日以降に製作される自動車から適用します。

- ② 方向指示器、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯、後部上側端灯、後退灯、後部霧灯、駐車灯、側方灯、側方照射灯及び配光可変型前照灯に係る基準の改正（細目告示別添 58 等関係）

「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」、「車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯並びに前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号）」、「後退灯に係る協定規則（第 23 号）」、「後部霧灯に係る協定規則（第 38 号）」、「駐車灯に係る協定規則（第 77 号）」、「側方灯に係る協定規則（第 91 号）」、「側方照射灯に係る協定規則（第 119 号）」及び「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える方向指示器<sup>\*1/</sup>、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯、後部上側端灯、後退灯、後部霧灯、駐車灯、側方灯、側方照射灯及び配光可変型前照灯に適用します。

【改正概要】

- 同一ランプハウジング内に複数の異なる光源モジュールが使用される場合には、光源モジュールの相互互換を禁止するとともに、認可マークの後に各々の光源モジュールを識別することができる任意の記号又は文字を装置製作者が付さなければならないこととします。<sup>\*2/</sup>
- 光源モジュールは、工具を用いた場合にのみ取り外すことができることとします。<sup>\*2/</sup>
- 光度特性試験時に測定光の色度を測定することを明確化します。<sup>\*1/</sup>

【適用時期】

- 平成 21 年 10 月 15 日以降に製作される自動車から適用します。

<sup>\*1/</sup> 二輪自動車及び側車付二輪自動車等は除きます。

<sup>\*2/</sup> 配光可変型前照灯の改正概要には含みません。

- ③ 前部霧灯に係る基準の改正（細目告示別添 57 関係）

「前部霧灯に係る協定規則（第 19 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える前部霧灯に適用します。

【改正概要】

- LED モジュールの測定電圧を明確化します。
- 光度特性試験時に測定光の色度を測定することを明確化します。

【適用時期】

- 平成 20 年 10 月 15 日以降に製作される自動車から適用します。

- ④ 灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る基準の改正  
「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則(第 48 号)」  
の改正に伴い、以下のとおり改正します。(細目告示別添 52 等関係)

【適用対象】

- 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車等を除く。）の灯火装置等の取付装置に適用します。

【改正概要】

- 灯火器等取付位置を測定する際の基本となる「車両全長」の定義を追加します。
- これまで各灯火器ごとに色度座標を規定していたものを、一元的に定義することとし、白色、淡黄色、赤色、橙色の定義として色度座標の範囲を追加します。

【適用時期】

- 平成 21 年 10 月 15 日以降に製作される自動車から適用します。

- ⑤ 大型後部反射器及び再帰反射材に係る基準の改正（細目告示別添 69 等関係）  
「大型後部反射器に係る協定規則（第 70 号）」及び「再帰反射材に係る協定規則（第 104 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上であるもの、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車であって車両総重量が 750kg を超えるものに備える大型後部反射器及び再帰反射材に適用します。

【改正概要】

- 耐洗浄性能の要件に高圧洗浄要件を追加します。

【適用時期】

- 平成 21 年 10 月 15 日以降に製作される自動車から適用します。

- ⑥ 施錠装置に係る基準の改正（保安基準第 11 条の 2 等関係）  
「自動車の盗難防止に係る協定規則（第 116 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）に備える施錠装置に適用します。

【改正概要】

- 施錠装置として制動装置をロックする機構を追加します。

【適用時期】

- 平成 20 年 10 月 15 日以降に製作される自動車から適用します。

(3) その他

以下の項目について保安基準等を改正します。

① 二輪を有する道路運送車両の取扱いについて（施行規則新設関係）

【改正概要】

○ 車輪を3個有するものであっても、二輪の小型自動車又は二輪の原動機付自転車の基準を適用することができるものの要件として、次の事項を施行規則に規定します。

- ・ 3個の車輪を有するもの
- ・ 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの
- ・ 同一線上の車軸における車輪の接地部中心の間隔が 460mm 未満であるもの
- ・ 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの

【適用時期】

○ 公布日（平成 20 年 10 月上旬）より適用します。

② 自動車の幅の測定に関する取扱いについて（保安基準第 2 条関係）

【改正概要】

○ 自動車の両側面に備える一定の要件を満たした被視認性能の高い方向指示器については、これを取り外した状態で自動車の「幅」を測定することとします。

【適用時期】

○ 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作されるから自動車から適用します。

③ 検査標章（検査対象軽自動車を除く。）の視認性向上（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令）

【改正概要】

○ 道路運送車両法第 66 条に基づき自動車に表示義務のある検査標章についてその視認性向上を図るため、表示文字サイズを大きくするなど第 19 号様式の見直しを行います。

【施行時期】

○ 平成 20 年 11 月 4 日に施行します。

### 3. スケジュール

公布：平成 20 年 10 月上旬（2. (3)③については、平成 20 年 8 月頃）予定

施行：平成 20 年 10 月 15 日（2. (3)①から②については公布の日、2. (3)③

については平成 20 年 11 月 4 日）予定

なお、ECE 規則文書（原文）につきましては別紙 2 に掲げるホームページをご参照ください。